

札幌市立学校教育職員特殊勤務手当条例の一部を改正する条例案  
平成29年（2017年）11月29日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市立学校教育職員特殊勤務手当条例の一部を改正する条例

札幌市立学校教育職員特殊勤務手当条例（平成28年条例第50号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第3号中「4,250円」を「5,100円」に改め、同項第4号中「3,000円」を「3,600円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成30年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の第5条第2項第3号及び第4号の規定は、施行日以後に従事した業務に係る教員特殊業務手当について適用し、施行日前に従事した業務に係る教員特殊業務手当については、なお従前の例による。

（理 由）

国における義務教育費国庫負担金の国庫負担額の最高限度額の算定方法の見直しを踏まえ、本市教育職員の教員特殊業務手当の手当額を引き上げるため、本案を提出する。